

高齢者虐待防止のための指針（香南市介護予防プランセンター）

1 虐待防止に関する基本的考え方

香南市介護予防プランセンター（以下「事業所」という。）は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法及び介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号、以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定する、高齢者虐待の防止等のための措置を確実に実施するために本指針を定める。

2 高齢者虐待の定義

（1）身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
また、正当な理由なく身体を拘束すること。

（2）介護・世話の放棄放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

（3）心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（4）性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者に対してわいせつな行為をさせること。

（5）経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

（6）養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う上記（1）～（5）の行為。「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業は次のとおりとする。

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

3 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

事業所は虐待防止及び早期発見に組織的に取り組み、虐待が発生した場合は再発を確実に防止することを目的とし、香南市高齢者及び障害者虐待ネットワーク委員会と一体的に運営を行う。

(1) 虐待防止検討委員会の設置

- ① 事業所は、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会の運営責任者は管理者とし、当該者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下「担当者」という。）となる。
- ② 委員会の開催にあたっては、香南市高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク委員会と一体的に行う。
- ③ 委員会は、定期的（年1回以上）かつ必要に応じて担当者が招集する。
- ④ 委員会は、次のような内容について協議するが、詳細は担当者が定める。
 - ア 委員会その他事業所内の組織に関すること
 - イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - エ 虐待等について、従事者が相談・報告できる体制整備に関すること
 - オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止対策に関すること
 - キ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、次のとおり対応する。

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。
- (2) 具体的には、次のプログラムにより実施する。
 - ア 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - イ 高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解
 - ウ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - エ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - オ 発生した場合の改善策

- (3) 研修の開催は、年1回以上とし、全職員が受講できるようにする。
- (4) 研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、電磁的記録等により保存する

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合は、本指針による虐待防止に関する措置を講じます。

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村及び担当者に報告する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。
- (3) 担当者は、報告等により虐待の事実（疑いを含む。）を把握した場合は、受付記録を作成し、速やかに市町村へ通報、市町村の行う事実確認に協力する。
また、その後の経過についても適宜記録を作成する。

6 虐待等に関する相談・報告体制

虐待防止に関する措置を適切に実施するため、次のとおり対応する。

- (1) 職員が他の職員による虐待を発見した場合は、担当者へ速やかに報告する。
虐待者が担当者本人であった場合には、その上席に報告する。
- (2) 担当者は、報告等により虐待の事実（疑いを含む。）を把握した場合は、受付記録を作成し、速やかに市町村へ通報、市町村の行う事実確認に協力する。
また、その後の経過についても適宜記録を作成する。
- (3) 担当者は、発見者の情報について秘匿した上で経過等の記録を委員会において提示し、当該事案の検証、再発防止策の作成を行う。
- (4) 事業所は、検討した再発防止策を職員等に周知する。

7 成年後見制度等の利用支援に関する事項

事業所は、利用者又はその家族に対して、成年後見制度等について説明し、必要に応じて香南市地域包括支援センター、香南市社会福祉協議会等の相談窓口適切につながるよう支援に努める。

8 苦情解決方法に関する事項

事業所は、苦情受付担当者を置き、苦情解決に向けて対応する。虐待に関する苦情相談があった場合や、苦情内容から虐待が疑われる場合においては、担当者と連携できるよう次のとおり対応する。

- (1) 苦情受付担当者は、虐待に関する苦情相談があった場合は、相談を受け付け、地域包括支援センター長に報告する。
- (2) 苦情受付担当者は、施設長に報告後、担当者と情報を共有する。その後の虐待発生時の対応については担当者が行う。
- (3) 管理者および苦情受付担当者は、相談者に不利益が生じないよう相談者の個人情報の取り扱いに細心の注意を払う。

9 その他の取り組み

- (1) 提供する居宅サービスの点検と、虐待に繋がりがねない不適切なケアの発見・改善
- (2) 職員のメンタルヘルスに関する組織的な関与
- (3) 本指針等の定期的な見直しと周知

10 職員の責務

職員は、家庭内における高齢者虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。また、サービス提供先において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は、速やかに市町村へ報告しなければならない。

11 指針の閲覧

「高齢者虐待防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。